第五・二条　目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国間の貿易への悪影響を最小限にすることによって貿易を円滑にしつつ、衛生植物検疫措置の作成、採用及び適用を通じて、締約国において人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。

(b)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定の具体的な実施を促進すること。

(c)　締約国の衛生植物検疫措置の作成及び適用の透明性並びに当該作成及び適用に関する理解を促進すること。

(d)　衛生植物検疫措置の分野において締約国間の協力、連絡及び協議を強化すること。

(e)　国際的な基準、指針及び勧告の作成及び採用への締約国の参加を奨励すること。

第五・三条　適用範囲

この章の規定は、締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼし得る締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

第五・四条　一般規定

各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく他の締約国に対する自国の権利及び義務を確認する。

第五・五条　措置の同等

1　締約国は、ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する委員会（以下この章において「ＷＴＯの衛生植物検疫委員会」という。）の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、措置の同等に関する協力を強化する。

2　輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し、当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること又は当該輸出締約国の措置が目的を達成する上で当該輸入締約国の措置と同等の効果を有することを客観的に証明する場合には、衛生植物検疫措置の同等を認める。

3　輸入締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、輸出締約国の利用可能な知識、情報及び経験並びに規制についての能力を考慮する。

4　締約国は、要請があった場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定に関する二国間の取決めを行うために協議を開始する。当該二国間の取決めに基づく措置の同等の認定は、単一の措置、一群の措置又は制度全体に対して行うことができる。このため、輸出締約国は、要請があった場合には、輸入締約国に対し、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会を与える。

5　輸入締約国は、措置の同等の認定のための協議の一環として、輸出締約国の要請があった場合には、次の事項を説明し、及び提供する。

(a)　自国の措置の理由及び目的

(b)　自国の措置が対処しようとする特定の危険性

6　輸出締約国は、輸入締約国が措置の同等の評価を開始するため、必要な情報を提供する。輸入締約国は、措置の同等の評価を開始する場合において、要請があったときは、不当に遅延することなく、措置の同等に関する決定を行うための過程及び計画を説明する。

7　締約国が特定の産品又は一群の産品に関する措置の同等の認定に関する他の締約国からの要請を検討することは、それのみをもって、問題となっている産品の当該他の締約国からの現に行われている輸入を中断し、又は停止する理由とはならない。

8　輸入締約国は、輸出締約国の特定の衛生植物検疫措置、一群の措置又は制度全体について措置の同等を認定する場合には、その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報し、及びその措置を合理的な期間内に実施する。当該輸入締約国は、その決定が否定的である場合には、その理由を書面により提供する。

9　措置の同等に関する肯定的な決定に関係した締約国は、相互に合意する場合には、物品に関する委員会において情報及び経験を共有するよう奨励される。

第五・六条　地域的な状況（有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含む。）に対応した調整

1　締約国は、地域的な状況（有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含む。）の概念を認める。締約国は、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　締約国は、地域的な状況の認定のために各締約国が従う手続に対する信頼を得ることを目的として、当該認定について協力することができる。

3　輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、不当に遅延することなく、地域的な状況の認定に関する決定を行うための自国の過程及び計画を説明する。

4　輸入締約国は、輸出締約国から地域的な状況の認定に関する決定の要請を受領し、当該輸出締約国が提供する情報が十分であると判断した場合には、合理的な期間内に評価を開始する。

5　輸出締約国は、４に規定する評価のため、要請があった場合には、輸入締約国に対し、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会を与える。

6　輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸出締約国に対し、４に規定する評価の進捗状況を通報する。

7　輸入締約国は、輸出締約国の特定の地域的な状況を認定する場合には、その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報し、及びその措置を合理的な期間内に実施する。

8　輸入締約国は、輸出締約国が提供した証拠を検討した結果が当該輸入締約国による地域的な状況を認定する決定とならない場合には、合理的な期間内に当該輸出締約国に対して当該決定の理由を書面により提供する。

9　地域的な状況を認定する決定に関係した締約国は、相互に合意する場合には、その結果を物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五・七条　危険性の分析

1　締約国は、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、危険性の分析に関する協力を強化する。

2　輸入締約国は、危険性の分析を行う場合には、次のことを行う。

(a)　自国が決定する態様で、危険性の分析が記録されること及び一又は二以上の関連する輸出締約国に対して意見を述べる機会が与えられることを確保すること。

(b)　自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない(注)危険性の管理手法の選択肢を検討すること。

注　この(b)及び(c)の規定の適用上、危険性の管理手法の選択肢は、技術的及び経済的な実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の選択肢であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該選択肢よりも相当に小さいものがない限り、必要な範囲を超えて貿易制限的ではない。

(c)　技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない危険性の管理手法の選択肢のうちの一を選択すること。

3　輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸出締約国に対し、危険性の分析についての特定の要請の進捗状況及びその過程において生ずる遅延を通報する。

4　緊急措置をとることを妨げることなく、いずれの締約国も、衛生植物検疫措置の見直しを開始した時に他の締約国の物品の輸入を許可していた場合には、自国が当該見直しを行っていることのみを理由として当該物品の輸入を停止してはならない。

第五・八条　監査（注）

注　この条のいかなる規定も、この条の規定の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、締約国がイスラム法に基づく食品についてのハラールのための要件を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

1　各締約国は、監査を行うに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　監査については、制度に基づくものとし、並びに必要とされる保証を与え、及び輸入締約国の衛生植物検疫措置を履行するための輸出締約国の権限のある当局による規制上の管理の有効性を評価するために行う。(注)

注　この2のいかなる規定も、輸入締約国の衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうか又は輸入締約国が自国の衛生植物検疫上の要件と同等であると決定した衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうかを決定するため、当該輸入締約国が当該施設の検査を行うことを妨げるものではない。